



# 宇和島市水産業活性化支援事業

産業経済部水産課水産係

## ■ 事業コンテンツ

| 補助メニュー                            | 補助内容   | 対象者 <sup>※</sup>       | 補助率 | 補助限度額<br>(千円) |
|-----------------------------------|--|------------------------|-----|---------------|
| ①新規漁業種<br>転換・漁業経営<br>多角化に係る<br>取組 | 新規漁業種への転換、及び漁業経営の<br>多角化(副業)に係る支援<br>(養殖用資材費、漁具費、備品費等)                               | 漁業者                    | 1/2 | 500           |
| ②養殖試験・漁<br>場環境調査                  | 養殖業に関する試験、漁場調査、藻場<br>造成を含む資源回復等に係る支援<br>(試験用種苗費及び餌料費、分析検査<br>費、養殖用資材費、備品費、消耗品費<br>等) | 漁協、協議<br>会、漁業者グ<br>ループ | 1/2 | 500           |
| ③漁業技術向<br>上のための研<br>修会等           | 研修会等の開催に係る支援<br>(謝金、会場使用料、広告費等)  |                        | 2/3 | 300           |
| ④6次産業化<br>普及促進に係<br>る取組           | 水産物加工品の開発及びその販売に<br>係る支援<br>(備品費、原材料費、消耗品費、謝金、<br>旅費、出展料、賃借料等)                       |                        | 1/2 | 500           |

※ 漁業者: 県漁協の市内各支所に属する正組合員若しくは准組合員又はその後継者

協議会: 県漁協の市内各支所に属する団体

漁業者グループ: 下記の全てに該当する

1. 5人以上の漁業者で構成され、構成員全員が事業活動を主体的に取り組むこと
2. 当該団体が事業活動を実質的に支配できること

## ■ 事業実施要件

1. 同一の取組に対して、国、県等の補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。
2. 事業は、同一補助対象者につき、補助メニューごとに1カ年1回までとするが、同時に複数の補助メニューに取り組むことができるものとする。
3. 補助メニューは、継続して2カ年まで取り組めるものとし、2カ年の事業計画書を提出するものとする。ただし、1年目の実績報告により2年目の取組に効果が見られないと判断した場合には、2年目の採択はしないものとする。(年度ごとに実績報告書の提出が必要。)
4. 備品購入は、養殖試験、漁場調査に使用する場合に限る。  
また、汎用性が高い事務機器等(パソコン、プリンター、タブレット端末等)は補助対象外とする。

